

食品リサイクル専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)は、平成13年の法施行後、食品循環資源の肥料・飼料等への再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量の実施すべき量に関する目標として、平成18年度における実施率を20%と定め、その達成に向け取り組んできているところであるが、未だ実施率の目標を達成していない食品関連事業者が相当数あり、また、再生利用よりも優先されるべき発生抑制が十分に進んでいるとは言えない状況にある。

同法の附則第2条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、標記専門委員会を設置して、食品リサイクル制度の見直しについて検討するものである。

2. 検討事項

- (1) 食品関連事業者等が行う食品廃棄物の発生抑制の促進策に関する事
- (2) 食品関連事業者等が行う食品循環資源の再生利用の促進策に関する事
- (3) 食品循環資源のエネルギー利用の取扱いに関する事
- (4) その他食品リサイクル制度の運営に関する検討

3. 検討スケジュール

概ね月1回程度開催、年末を目途に結論を得る予定。

4. 運営方針

農林水産省食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会との合同開催を予定。